

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	
地方自治法施行令による人口の告示(二〇・市町村合併支援室)	1
自然環境保全地域の指定の一部改正(二一・自然保護課)	1
自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定の一部改正(二二・自然保護課)	1
県立自然公園の指定の一部改正(二三・自然保護課)	1
県立自然公園の区域中特別地域等の指定の一部改正(二四・自然保護課)	2
休猟区の指定の一部改正(二五・二六・自然保護課)	3
銃猟禁止区域の指定の一部改正(二七・自然保護課)	3
航空機騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定の一部改正(二八・環境政策課)	4
騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定の一部改正(二九・環境政策課)	4
急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正(三〇・四一・砂防課)	4
宅地建物取引業者名簿閲覧所の設置の一部改正(四二・建築住宅課)	6
土地改良区の定款変更の認可(由利地域振興局農林部)	6
人事委員会規則	
人事委員会規則七 二(給料の調整額)の一部を改正する規則	6
人事委員会規則七 三三(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則	6
人事委員会規則一一 一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則	7

告示

秋田県告示第二十号

平成十七年一月十一日から、河辺郡河辺町及び同郡雄和町を廃し、その区域を秋田市に編入する処分に伴う地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十七條第一項の規定による同市の人口は、次のとおりである。

平成十七年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

三三六、六四六八

秋田県告示第二十一号

自然環境保全地域の指定(昭和五十三年秋田県告示第五十七号)の一部を次のように改正し、平成十七年一月十一日から施行する。

平成十七年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

表秋田県番鳥森自然環境保全地域の項中「河辺郡河辺町岩見山外三国有林和田事業区六五林班に小班」を「東北森林管理局雄物川森林計画区秋田森林管理署二百六十五林班に小班」に改め、表秋田県丁岳自然環境保全地域の項中「由利郡鳥海村丁森国有林矢鳥事業区三〇林班そ小班及び三一林班ぬ小班」を「東北森林管理局吉川森林計画区由利森林管理署千三十林班そ小班及び千三十一林班ぬ小班」に改める。

表以外の部分中「秋田県環境保健部自然保護課及び関係町村役場」を「秋田県生活環境文化部自然保護課、秋田市役所及び鳥海町役場」に改める。

秋田県告示第二十二号

自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定(昭和五十三年秋田県告示第五十八号)の一部を次のように改正し、平成十七年一月十一日から施行する。

平成十七年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

表番鳥森特別地区の項中「河辺郡河辺町岩見山外三国有林和田事業区六五林班に小班」を「東北森林管理局雄物川森林計画区秋田森林管理署二百六十五林班に小班」に改め、表丁岳特別地区の項中「由利郡鳥海村丁森国有林矢鳥事業区三〇林班そ小班及び三一林班ぬ小班」を「東北森林管理局吉川森林計画区由利森林管理署千三十林班そ小班及び千三十一林班ぬ小班」に改める。

表以外の部分中「秋田県環境保健部自然保護課及び関係町村役場」を「秋田県生活環境文化部自然保護課、秋田市役所及び鳥海町役場」に改める。

秋田県告示第二十三号

県立自然公園の指定(昭和四十七年秋田県告示第四百九号)の一部を次のように改正し、平成十七年一月十一日から施行する。
平成十七年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

「第十条第一項」を「第五条第一項」に改める。
第一号の表を次のように改める。

位置	区 域	面 積
秋田市 北秋田郡上小阿仁村	(一) 東北森林管理局雄物川森林計画区秋田森林管理署一林班から二六林班まで、七三林班から八三林班まで、二〇一林班、二二四林班及び二二五林班の全部並びに二〇二林班から二〇五林班まで、二〇七林班、二〇八林班、二一一林班、二二四林班、二二五林班、二二七林班、二二九林班から二二二林班まで、二二三林班、二二六林班から二二三林班まで、二三四林班から二三九林班まで、二七七林班及び二八六林班の各一部 (二) 山内、太平八田、仁別、河辺岩見及び河辺三内の各一部	七、〇二・七五 ヘクタール
東北森林管理局米代川森林計画区米代東部森林管理署上小阿仁支署六九林班及阿仁村	(一) 東北森林管理局米代川森林計画区米代西部森林管理署二〇三四林班の全部並びに二〇一九林班、二〇二二林班、二〇二四林班、二〇二五林班、二〇二八林班から二〇三三林班まで、二〇三九林班、二〇四三林班、二〇四四林班、二〇四七林班、二〇四八林班及び二〇五三林班の各一部 (二) 馬場目の一部	一、〇五四・七〇 ヘクタール
		三、八二二・〇〇 ヘクタール

計

一一、八九七・四五
ヘクタール

(二) 沖田面の一部
び七三林班の全部並びに六〇林班、六一林班、六三林班、六四林班、六六林班から六八林班まで、七〇林班、七一林班、七四林班、七八林班及び七九林班の各一部

第二号中「区域図」を「関係区域図」に、「秋田県環境保健部自然保護課」を「秋田県生活環境文化部自然保護課」に、「北秋田郡上小阿仁村役場及び河辺郡河辺町役場」を「及び北秋田郡上小阿仁村役場」に改める。

秋田県告示第二十四号

県立自然公園の区域中特別地域等の指定(昭和四十七年秋田県告示第四百一十一号)の一部を次のように改正し、平成十七年一月十一日から施行する。

平成十七年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

「第十八条第一項及び第二十四条第一項」を「第十四条第一項及び第二十条第一項」に改める。

第一号の表を次のように改める。

位置	区 域	面 積
秋田市	(一) 東北森林管理局雄物川森林計画区秋田森林管理署一林班から二六林班まで、七三林班から八三林班まで、二〇一林班、二二四林班及び二二五林班の全部並びに二〇二林班から二〇五林班まで、二〇七林班、二〇八林班、二一一林班、二二四林班、二二五林班、二二七林班、二二九林班から二二二林班まで、二二三林班、二二六林班から二二三林班まで、二三四林班から二三九林班まで、二七七林班及	七、〇二二・七五 ヘクタール

仁別	名称	位置	区	域
秋田市				
東北森林管理局雄物川森林計画区秋田森林管理署九林班、一二林班から一四林班まで				

計	北秋田郡上小阿仁村	(一) 東北森林管理局米代川森林計画区米代東部森林管理署上小阿仁支署六九林班及び七三林班の全部並びに六〇林班、六一林班、六三林班、六四林班、六六林班から六八林班まで、七〇林班、七一林班、七四林班、七八林班及び七九林班の各一部 (二) 沖田面の一部	三、八二二・〇〇ヘクタール
			一一、八九七・四五ヘクタール

第一号の表以外の部分中、「地域図」を「関係区域図」に、「秋田県環境保健部自然保護課」を「秋田県生活環境文化部自然保護課」に、「北秋田郡上小阿仁村役場及び河辺郡河辺町役場」を「及び北秋田郡上小阿仁村役場」に改める。
第二号の表を次のように改める。

萩形	北秋田郡上小阿仁村	旧萩形部落一帯	一六林班から一八林班まで及び二〇林班から二二林班までの各一部
三内	秋田市	岩谷山麓西側台地	

第二号の表以外の部分中、「地区図」を「関係区域図」に、「秋田県環境保健部自然保護課」を「秋田県生活環境文化部自然保護課」に、「北秋田郡上小阿仁村役場及び河辺郡河辺町役場」を「及び北秋田郡上小阿仁村役場」に改める。

秋田県告示第二十五号

休猟区の指定(平成十五年秋田県告示第八百九十五号)の一部を次のように改正し、平成十七年一月十一日から施行する。

平成十七年一月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

表中芝休猟区の項中「河辺郡河辺町の国有林秋田森林管理署事業区二百二十五林班」を「東北森林管理局雄物川森林計画区秋田森林管理署二百二十五林班」に改める。

秋田県告示第二十六号

休猟区の指定(平成十六年秋田県告示第八百五十九号)の一部を次のように改正し、平成十七年一月十一日から施行する。

平成十七年一月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

表白解森休猟区の項中「河辺郡河辺町」を「秋田市」に改め、表与左衛門山休猟区の項中「河辺郡」を「秋田市」に改め、表太平休猟区の項中「秋田市と河辺郡河辺町との境界に至り、同境界を南西に進み」を「秋田市太平山谷と同市河辺三内との字界に至り、同字界を南西に進み同市太平山谷と同市河辺北野田高屋との字界に至り、同字界を北西に進み同市太平中関と同市河辺北野田高屋との字界に至り、同字界を西進し」に改め、表大又休猟区の項中「河辺郡河辺町所在の秋田森林管理署秋田事業区二百六十四林班」を「東北森林管理局雄物川森林計画区秋田森林管理署二百六十四林班」に改める。

秋田県告示第二十七号

銃猟禁止区域の指定(平成十五年秋田県告示第八百九十六号)の一部を次のように

改正し、平成十七年一月十一日から施行する。
平成十七年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

表豊成畑谷銃猟禁止区域の項中「河辺郡河辺町豊成地内」を「秋田市河辺豊成地内」に、「町道豊成畑谷線」を「市道豊成畑谷線」に、「町道」を「市道」に改める。

秋田県告示第二十八号

航空機騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定（昭和五十六年秋田県告示第八百四十三号）の一部を次のように改正し、平成十七年一月十一日から施行する。
平成十七年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

表以外の部分中「航空機騒音に係る環境基準について（昭和四十八年環境庁告示第百五十四号）第一の一に基づき」を「環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項の規定により」に、「あてはめる」を「当てはめる」に改める。
表中「あてはめる」を「当てはめる」に、「河辺郡雄和町」を「秋田市」に改める。
表に備考として次のように加える。

備考 この表において、「」とは、航空機騒音に係る環境基準について（昭和四十八年環境庁告示第百五十四号）により定められた地域の類型をいう。
表以外の部分中「河辺郡雄和町役場」を「秋田市役所」に改める。

秋田県告示第二十九号

騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定（平成十一年秋田県告示第百四十六号）の一部を次のように改正し、平成十七年一月十一日から施行する。
平成十七年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（平成五年政令第三百七十一号）第二項の規定に基づき」を「環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項の規定により」に改める。
表の備考2を次のように改める。

2 この表に掲げる行政区画その他の地域（付表の下欄に掲げる地域を除く。）は、平成九年三月三十一日における行政区画その他の地域によって表示されたものとする。
別表第三南秋田郡井川町の項中「地域及び」を「地域並びに」に改める。

秋田県告示第三十号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和四十五年秋田県告示第十二号）の一部を次のように改正し、平成十七年一月十一日から施行する。
平成十七年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

表を次のように改める。

区域名	区		地域番
	郡市	町村 大字 字	
下和田	秋田市河辺北野田高屋字黒沼下堤下		七八（次の図に示す部分に限る。）
	秋田市河辺和田字和田		二〇の一、二〇の二、三〇の二、三〇の三、三〇の四、四〇の二、五〇の二、七〇の一、三〇の一、一三〇の三、一三〇の四、一三〇の五、一四〇の一、一五〇の六、二五〇の一（次の図に示す部分に限る。）

表以外の部分中「土木部砂防課及び河辺町役場」を「建設交通部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三十一号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和四十五年秋田県告示第五百八十九号）の一部を次のように改正し、平成十七年一月十一日から施行する。
平成十七年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

表和田の項中「河辺郡 河辺町 和田」を「秋田市 河辺和田」に改め、表野崎の項中「河辺郡」を「秋田市」に改め、「河辺町」を削り、「三内」を「河辺三内」に、「岩見」を「河辺岩見」に改める。

表以外の部分中「土木部砂防課並びに関係市役所及び町村役場」を「建設交通部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三十二号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和四十六年秋田県告示第六十六号）の一部を次のように改正し、平成十七年一月十一日から施行する。

平成十七年一月十一日

表川崎の項中「河辺郡」を「秋田市」に改め、「雄和村」を削り、「女米木」を「雄和女米木」に改める。

表以外の部分中「土木部砂防課並びに係市役所及び町村役場」を「建設交通部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三十三号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和四十七年秋田県告示第七百四号）の一部を次のように改正し、平成十七年一月十一日から施行する。

平成十七年一月十一日

表砂子淵の項中「河辺」を「三内」を「秋田市」を「河辺三内」に改め、表長倉の項中「大館」を「大館市」に改める。

表以外の部分中「土木部砂防課、河辺町役場及び大館市役所」を「建設交通部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三十四号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和五十三年秋田県告示第二百五十四号）の一部を次のように改正し、平成十七年一月十一日から施行する。

平成十七年一月十一日

表中和田の項中「河辺郡」を「秋田市」を「河辺和田」に改める。

表以外の部分中「秋田県土木部砂防課及び関係町役場又は市役所」を「建設交通部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三十五号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和五十四年秋田県告示第二百六十号）の一部を次のように改正し、平成十七年一月十一日から施行する。

平成十七年一月十一日

表八慶の項中「河辺郡」を「秋田市」に改め、「河辺町」を削り、「三内」を「河辺三内」に改める。

表以外の部分中「秋田県土木部砂防課並びに係市町村役場及び市役所」を「建設交通部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三十六号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和五十四年秋田県告示第三十五号）の一部を次のように改正し、平成十七年一月十一日から施行する。

平成十七年一月十一日

表下和田の項中「河辺郡」を「秋田市」に改め、「河辺町」を削り、「北野田高屋」を「河辺北野田高屋」に改める。

表以外の部分中「土木部砂防課及びに係市町村役場又は市役所」を「建設交通部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三十七号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和五十五年秋田県告示第二百一十号）の一部を次のように改正し、平成十七年一月十一日から施行する。

平成十七年一月十一日

表川崎の項中「河辺郡」を「秋田市」に改め、「雄和町」を削り、「女米木」を「雄和女米木」に改める。

表以外の部分中「土木部砂防課並びに係市役所及び関係町村役場」を「建設交通部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三十八号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和六十一年秋田県告示第二百五十六号）の一部を次のように改正し、平成十七年一月十一日から施行する。

平成十七年一月十一日

表萱ヶ沢の項中「河辺郡」を「秋田市」を「雄和萱ヶ沢」に改める。

表以外の部分中「土木部砂防課並びに関係市役所及び関係町役場」を「建設交通部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三十九号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和六十三年秋田県告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成十七年一月十一日から施行する。
平成十七年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

表菅ヶ沢1号の項中「河辺郡」を「秋田市」に改める。

菅ヶ沢

表以外の部分中「土木部砂防課並びに大館市役所及び関係町役場」を「建設交通部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第四十号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成三年秋田県告示第二百十八号）の一部を次のように改正し、平成十七年一月十一日から施行する。
平成十七年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

表尻桜一号の項中「秋田」を「秋田市」に改め、表畑の項中「河辺郡」を「秋田市」に改め、「河辺町」を削り、「北野田高屋」を「河辺北野田高屋」に改める。

表以外の部分中「土木部砂防課及び関係土木事務所」を「建設交通部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第四十一号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成五年秋田県告示第九十九号）の一部を次のように改正し、平成十七年一月十一日から施行する。
平成十七年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

表宮崎の項中「河辺郡」を「秋田市」に改め、「河辺町」を削り、「和田」を「河辺和和」に、「大張野」を「河辺大張野」に改める。

表以外の部分中「土木部砂防課及び関係土木事務所」を「建設交通部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第四十二号

宅地建物取引業者名簿閲覧所の設置（昭和五十三年秋田県告示第九百三十六号）の一部を次のように改正する。
平成十七年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

表中「河辺郡」を削る。

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、由利郡烏海町笹子土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年十二月二十八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
平成十七年一月十一日

秋田県知事 寺田典城

人 事 委 員 会 規 則

人事委員会規則七 二（給料の調整額）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年一月十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 二（給料の調整額）の一部を改正する規則
規則七 二（給料の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一健康福祉部医務薬事課の項の次に次のように加える。

生活環境文化部生活衛生課	と畜検査の業務に直接従事することを本務とする	二
職員		

別表第一食肉衛生検査所の項中「と畜検査員（所長を除く。）」を「と畜検査の業務に直接従事することを本務とする職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七 三三（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年一月十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 三三(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則

規則七 三三(給料表の適用範囲)の一部を次のように改正する。

第六条中「第四号、第六号及び第十号」を「第五号、第七号及び第十一号」に改め、第十二号を第十三号とし、第一号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 生活衛生課

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則一一 (公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年一月十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一一 (公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則

規則一一 (公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。

別表第一河辺町の項及び雄和町の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄